

新旧対照表

○千代田区立学校設置条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区立学校設置条例 昭和39年4月1日条例第17号 地方自治法第244条の2に基き制定</p> <p>改正 昭和39年12月15日条例第43号 昭和40年7月20日条例第28号 昭和41年3月18日条例第1号 昭和41年10月15日条例第31号 昭和42年3月24日条例第15号 昭和44年3月31日条例第9号 昭和44年12月17日条例第30号 昭和46年7月9日条例第10号 昭和48年12月12日条例第29号 平成4年12月28日条例第35号 平成5年12月16日条例第31号 平成6年3月9日条例第1号 平成13年12月10日条例第35号 平成16年3月17日条例第12号 平成16年12月6日条例第25号 平成20年3月7日条例第19号 平成21年12月7日条例第32号</p>	<p>○千代田区立学校設置条例 昭和39年4月1日条例第17号 地方自治法第244条の2に基き制定</p> <p>改正 昭和39年12月15日条例第43号 昭和40年7月20日条例第28号 昭和41年3月18日条例第1号 昭和41年10月15日条例第31号 昭和42年3月24日条例第15号 昭和44年3月31日条例第9号 昭和44年12月17日条例第30号 昭和46年7月9日条例第10号 昭和48年12月12日条例第29号 平成4年12月28日条例第35号 平成5年12月16日条例第31号 平成6年3月9日条例第1号 平成13年12月10日条例第35号 平成16年3月17日条例第12号 平成16年12月6日条例第25号 平成20年3月7日条例第19号 平成21年12月7日条例第32号</p>
<p>第1条 千代田区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 千代田区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）を設置する。</p>
<p>第2条 学校の名称及び位置は、別表第1から第4までのとおりとする。</p>	<p>第2条 学校の名称及び位置は、別表第1から第4までのとおりとする。</p>
<p>付 則 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 2 この条例施行の際、現に存する本区立小学校、中学校及び幼稚園は、この条例により設置されたものとみなす。</p>	<p>付 則 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 2 この条例施行の際、現に存する本区立小学校、中学校及び幼稚園は、この条例により設置されたものとみなす。</p>
<p>附 則（昭和39年12月15日条例第43号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年12月1日から適用する。</p>	<p>附 則（昭和39年12月15日条例第43号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年12月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和40年7月20日条例第28号） この条例は、公布の日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和40年7月20日条例第28号） この条例は、公布の日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和41年3月18日条例第1号） この条例は、昭和41年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和41年3月18日条例第1号） この条例は、昭和41年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和41年10月15日条例第31号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和41年10月15日条例第31号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和42年3月24日条例第15号） この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和42年3月24日条例第15号） この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和44年3月31日条例第9号）</p>	<p>付 則（昭和44年3月31日条例第9号）</p>

<p>この条例は、昭和44年4月1日から施行する。 付則（昭和44年12月17日条例第30号） この条例は、昭和45年1月1日から施行する。 付則（昭和46年7月9日条例第10号） この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。 付則（昭和48年12月12日条例第29号） この条例は、昭和49年1月1日から施行する。 付則（平成4年12月28日条例第35号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。 （東京都千代田区立学校施設使用条例の一部改正）</p> <p>2 東京都千代田区立学校施設使用条例（昭和62年千代田区条例第16号）の一部を次のように改正する。 第2条第5号並びに別表第1及び別表第2中「佐久間小学校」を「和泉小学校」に改める。 （東京都千代田区立幼稚園使用条例の一部改正）</p> <p>3 東京都千代田区立幼稚園使用条例（昭和62年千代田区条例第23号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「佐久間幼稚園」を「和泉幼稚園」に改める。 付則（平成5年12月16日条例第31号） この条例は、平成6年1月1日から施行する。 付則（平成6年3月9日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付則（平成13年12月10日条例第35号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。 付則（平成16年3月17日条例第12号） この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日までにおいて教育委員会規則で定める日から施行する。（平17教委規則1・平17.4.1施行） 付則（平成16年12月6日条例第25号）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の千代田区立学校設置条例別表第3に定める学校の設置に係る申請、届出等及び生徒の募集手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。 付則（平成20年3月7日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。 付則（平成21年12月7日条例第32号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和44年4月1日から施行する。 付則（昭和44年12月17日条例第30号） この条例は、昭和45年1月1日から施行する。 付則（昭和46年7月9日条例第10号） この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。 付則（昭和48年12月12日条例第29号） この条例は、昭和49年1月1日から施行する。 付則（平成4年12月28日条例第35号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。 （東京都千代田区立学校施設使用条例の一部改正）</p> <p>2 東京都千代田区立学校施設使用条例（昭和62年千代田区条例第16号）の一部を次のように改正する。 第2条第5号並びに別表第1及び別表第2中「佐久間小学校」を「和泉小学校」に改める。 （東京都千代田区立幼稚園使用条例の一部改正）</p> <p>3 東京都千代田区立幼稚園使用条例（昭和62年千代田区条例第23号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「佐久間幼稚園」を「和泉幼稚園」に改める。 付則（平成5年12月16日条例第31号） この条例は、平成6年1月1日から施行する。 付則（平成6年3月9日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付則（平成13年12月10日条例第35号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。 付則（平成16年3月17日条例第12号） この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日までにおいて教育委員会規則で定める日から施行する。（平17教委規則1・平17.4.1施行） 付則（平成16年12月6日条例第25号）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の千代田区立学校設置条例別表第3に定める学校の設置に係る申請、届出等及び生徒の募集手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。 付則（平成20年3月7日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。 付則（平成21年12月7日条例第32号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>
--	--

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における千代田区立ふじみこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

第3条 施行日前、現に千代田区立飯田橋保育園に在園している乳幼児及び千代田区立富士見幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立ふじみこども園に入園したものとみなす。ただし、千代田区立ふじみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

別表第1 幼稚園

名称	位置
千代田区立麴町幼稚園	東京都千代田区麴町二丁目8番地
同 九段幼稚園	同 三番町16番地
同 番町幼稚園	同 六番町8番地
同 お茶の水幼稚園	同 神田猿楽町一丁目1番1号
同 千代田幼稚園	同 神田司町二丁目16番地
同 昌平幼稚園	同 外神田三丁目4番7号

別表第2 小学校

名称	位置
千代田区立麴町小学校	東京都千代田区麴町二丁目8番地
同 九段小学校	同 三番町16番地
同 番町小学校	同 六番町8番地
同 富士見小学校	同 富士見一丁目10番3号
同 お茶の水小学校	同 神田猿楽町一丁目1番1号
同 千代田小学校	同 神田司町二丁目16番地
同 昌平小学校	同 外神田三丁目4番7号
同 和泉小学校	同 神田和泉町1番地

別表第3 中学校

名称	位置
千代田区立麴町中学校	東京都千代田区平河町二丁目5番1号
同 神田一橋中学校	同 一ツ橋二丁目6番14号

別表第4 中等教育学校

名称	位置
千代田区立九段中等教育学校	東京都千代田区九段北二丁目2番1号

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における千代田区立ふじみこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

第3条 施行日前、現に千代田区立飯田橋保育園に在園している乳幼児及び千代田区立富士見幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立ふじみこども園に入園したものとみなす。ただし、千代田区立ふじみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

別表第1 幼稚園

名称	位置
千代田区立麴町幼稚園	東京都千代田区麴町二丁目8番地
同 九段幼稚園	同 三番町16番地
同 番町幼稚園	同 六番町8番地
同 お茶の水幼稚園	同 猿楽町一丁目1番1号
同 千代田幼稚園	同 神田司町二丁目16番地
同 昌平幼稚園	同 外神田三丁目4番7号

別表第2 小学校

名称	位置
千代田区立麴町小学校	東京都千代田区麴町二丁目8番地
同 九段小学校	同 三番町16番地
同 番町小学校	同 六番町8番地
同 富士見小学校	同 富士見一丁目10番3号
同 お茶の水小学校	同 猿楽町一丁目1番1号
同 千代田小学校	同 神田司町二丁目16番地
同 昌平小学校	同 外神田三丁目4番7号
同 和泉小学校	同 神田和泉町1番地

別表第3 中学校

名称	位置
千代田区立麴町中学校	東京都千代田区平河町二丁目5番1号
同 神田一橋中学校	同 一ツ橋二丁目6番14号

別表第4 中等教育学校

名称	位置
千代田区立九段中等教育学校	東京都千代田区九段北二丁目2番1号

新旧対照表

○千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
○千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年12月10日条例第21号 地方自治法第203条に基づき制定	○千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年12月10日条例第21号 地方自治法第203条に基づき制定
<p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和32年12月 6 日条例第10号 昭和36年 1月 9 日条例第 4 号 昭和37年 7月18日条例第19号 昭和39年10月 8 日条例第34号 昭和40年10月13日条例第31号 昭和42年12月 4 日条例第26号 昭和43年10月 5 日条例第17号 昭和48年 4月 1 日条例第12号 昭和48年10月23日条例第24号 昭和51年 7月27日条例第23号 昭和52年 6月13日条例第13号 昭和54年 7月 2 日条例第 8 号 昭和57年 3月13日条例第 2 号 昭和59年 3月27日条例第19号 昭和61年 6月24日条例第25号 平成元年 3月15日条例第 5 号 平成 3年 3月15日条例第 2 号 平成 5年12月16日条例第27号 平成 9年10月17日条例第14号 平成18年10月11日条例第32号 平成19年 3月 1 日条例第 2 号 平成22年 9月30日条例第19号 平成23年12月 7 日条例第20号 平成25年 3月29日条例第24号 平成28年 3月17日条例第 7 号</p>	<p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和32年12月 6 日条例第10号 昭和36年 1月 9 日条例第 4 号 昭和37年 7月18日条例第19号 昭和39年10月 8 日条例第34号 昭和40年10月13日条例第31号 昭和42年12月 4 日条例第26号 昭和43年10月 5 日条例第17号 昭和48年 4月 1 日条例第12号 昭和48年10月23日条例第24号 昭和51年 7月27日条例第23号 昭和52年 6月13日条例第13号 昭和54年 7月 2 日条例第 8 号 昭和57年 3月13日条例第 2 号 昭和59年 3月27日条例第19号 昭和61年 6月24日条例第25号 平成元年 3月15日条例第 5 号 平成 3年 3月15日条例第 2 号 平成 5年12月16日条例第27号 平成 9年10月17日条例第14号 平成18年10月11日条例第32号 平成19年 3月 1 日条例第 2 号 平成22年 9月30日条例第19号 平成23年12月 7 日条例第20号 平成25年 3月29日条例第24号 平成28年 3月17日条例第 7 号</p>
<p>（通則）</p> <p>第1条 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（報酬）</p> <p>第2条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 報酬は、次の方法によつて支給する。</p> <p>（1） 日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。</p> <p>（2） 月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）は、在職期間中、暦月を単位として支給する。ただし、次に掲げる場合における当該月の報酬は、日割計算により支給する。</p>	<p>（通則）</p> <p>第1条 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（報酬）</p> <p>第2条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第3条 報酬は、次の方法によつて支給する。</p> <p>（1） 日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。</p> <p>（2） 月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）は、在職期間中、暦月を単位として支給する。ただし、次に掲げる場合における当該月の報酬は、日割計算により支給する。</p>

ア 月の中途において就職し、又は退職、失職若しくは死亡により職を離れた場合
イ 疾病その他の事由により、月の初日から末日までの間において職責を果たすことができないと認められる期間がある場合

(報酬の支給期日)

第4条 報酬は、次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職、失職、死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。

(1) 日額報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月10日までに支給する。

(2) 月額報酬は、毎月分をその月の25日(25日が千代田区の休日を定める条例(平成元年千代田区条例第1号)に規定する休日にあたるときはその直前の区の休日でない日)に支給する。

(費用弁償)

第5条 委員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、委員が会議への出席その他所定の職務を行うため千代田区内の用務地へ旅行したときは、当該委員の住所と用務地とを結ぶ交通機関を利用するものとした場合で、職務を遂行するうえで最も経済的かつ合理的な通常の経路に係る運賃に相当する額を旅費として支給する。

3 前項に定めるもののほか、委員が職務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例(昭和22年千代田区条例第17号)の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。

4 旅費の支給方法については、職員の旅費に関する条例(昭和26年千代田区条例第20号)の適用を受ける職員の例による。

削除

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

ア 月の中途において就職し、又は退職、失職若しくは死亡により職を離れた場合
イ 疾病その他の事由により、月の初日から末日までの間において職責を果たすことができないと認められる期間がある場合

(報酬の支給期日)

第4条 報酬は、次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職、失職、死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。

(1) 日額報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月10日までに支給する。

(2) 月額報酬は、毎月分をその月の25日(25日が千代田区の休日を定める条例(平成元年千代田区条例第1号)に規定する休日にあたるときはその直前の区の休日でない日)に支給する。

(費用弁償)

第5条 委員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、委員が会議への出席その他所定の職務を行うため千代田区内の用務地へ旅行したときは、当該委員の住所と用務地とを結ぶ交通機関を利用するものとした場合で、職務を遂行するうえで最も経済的かつ合理的な通常の経路として委員長(監査委員にあつては代表監査委員)が認めたものに係る運賃に相当する額を旅費として支給する。

3 前項に定めるもののほか、委員が職務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例(昭和22年千代田区条例第17号)の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。

4 旅費の支給方法については、職員の旅費に関する条例(昭和26年千代田区条例第20号)の適用を受ける職員の例による。

(教育長の職を兼ねる者に関する特例)

第6条 教育委員会委員で、教育長の職を兼ねる者にあつては、この条例の規定は適用しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

<p>2 東京都千代田区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年千代田区条例第30号）、東京都千代田区選挙管理委員報酬及び費用弁償条例（昭和23年千代田区条例第41号）及び東京都千代田区監査委員給与条例（昭和22年千代田区条例第12号）は、廃止する。</p>	<p>2 東京都千代田区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年千代田区条例第30号）、東京都千代田区選挙管理委員報酬及び費用弁償条例（昭和23年千代田区条例第41号）及び東京都千代田区監査委員給与条例（昭和22年千代田区条例第12号）は、廃止する。</p>
<p>3 この条例施行の際、現に在職する教育委員会委員のうち、議会の議員のうちから選挙された者の報酬は、第2条の規定に基く別表の定めにかかわらず、1万円とする。</p>	<p>3 この条例施行の際、現に在職する教育委員会委員のうち、議会の議員のうちから選挙された者の報酬は、第2条の規定に基く別表の定めにかかわらず、1万円とする。</p>
<p>附 則（昭和32年12月6日条例第10号）抄 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（昭和32年12月6日条例第10号）抄 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（昭和36年1月9日条例第4号）</p>	<p>付 則（昭和36年1月9日条例第4号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。</p>
<p>2 改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基いて、昭和35年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に昭和35年10月分以後の分として支払われた給与は、改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。</p>	<p>2 改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基いて、昭和35年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に昭和35年10月分以後の分として支払われた給与は、改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。</p>
<p>付 則（昭和37年7月18日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和37年7月18日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和39年10月8日条例第34号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年9月分から適用する。</p>	<p>付 則（昭和39年10月8日条例第34号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年9月分から適用する。</p>
<p>付 則（昭和40年10月13日条例第31号） この条例は、公布の日から施行し、昭和40年7月分から適用する。</p>	<p>付 則（昭和40年10月13日条例第31号） この条例は、公布の日から施行し、昭和40年7月分から適用する。</p>
<p>付 則（昭和42年12月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和42年12月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和43年10月5日条例第17号） この条例は、公布の日から施行し、昭和43年9月分から適用する。</p>	<p>付 則（昭和43年10月5日条例第17号） この条例は、公布の日から施行し、昭和43年9月分から適用する。</p>
<p>付 則（昭和48年4月1日条例第12号） この条例は、公布の日から施行し、昭和48年3月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和48年4月1日条例第12号） この条例は、公布の日から施行し、昭和48年3月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和48年10月23日条例第24号） この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和48年10月23日条例第24号） この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和51年7月27日条例第23号） この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和51年7月27日条例第23号） この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和52年6月13日条例第13号） この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和52年6月13日条例第13号） この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。</p>

<p>附 則（昭和54年7月2日条例第8号） この条例は、公布の日から施行し、昭和54年7月1日から適用する。</p>	<p>附 則（昭和54年7月2日条例第8号） この条例は、公布の日から施行し、昭和54年7月1日から適用する。</p>
<p>附 則（昭和57年3月13日条例第2号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和57年3月13日条例第2号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和59年3月27日条例第19号） この条例は、昭和59年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和59年3月27日条例第19号） この条例は、昭和59年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和61年6月24日条例第25号） この条例は、昭和61年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和61年6月24日条例第25号） この条例は、昭和61年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成元年3月15日条例第5号）</p>	<p>附 則（平成元年3月15日条例第5号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、第4条第2号の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、第4条第2号の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例による改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成元年1月分以後の分として支払われた報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。</p>	<p>2 この条例による改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成元年1月分以後の分として支払われた報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。</p>
<p>附 則（平成3年3月15日条例第2号） （施行期日等）</p>	<p>附 則（平成3年3月15日条例第2号） （施行期日等）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は平成3年1月1日から適用する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は平成3年1月1日から適用する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例による改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成3年1月分以後の分として支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。</p>	<p>2 この条例による改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成3年1月分以後の分として支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。</p>
<p>附 則（平成5年12月16日条例第27号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成5年11月1日から適用する。</p>	<p>附 則（平成5年12月16日条例第27号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成5年11月1日から適用する。</p>
<p>附 則（平成9年10月17日条例第14号）</p>	<p>附 則（平成9年10月17日条例第14号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成9年7月1日から適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成9年7月1日から適用する。</p>
<p>2 この条例による改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及</p>	<p>2 この条例による改正前の東京都千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及</p>

び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成9年7月分以後の分として支払われた報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成18年10月11日条例第32号）
この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第2号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第19号）
この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月7日条例第20号）抄（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年6月28日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		報酬の額	
教育委員会	(削除)	(削除)	
	委員	月額	250,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	30,000円
	委員	日額	25,000円
	補充員	日額	13,000円
監査委員	議員選出委員	月額	156,000円
	識見委員	月額	312,000円

備考 日額については、上記の金額の範囲内において、千代田区規則で定める。

び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成9年7月分以後の分として支払われた報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成18年10月11日条例第32号）
この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第2号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第19号）
この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月7日条例第20号）抄（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年6月28日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		報酬の額	
教育委員会	委員長	月額	312,000円
	委員	月額	250,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	30,000円
	委員	日額	25,000円
	補充員	日額	13,000円
監査委員	議員選出委員	月額	156,000円
	識見委員	月額	312,000円

備考 日額については、上記の金額の範囲内において、千代田区規則で定める。